

花粉交配に セイヨウオオマルハナバチ を導入するには許可が必要です。

セイヨウオオマルハナバチは、外来生物法(平成16年法律第78号)の特定外来生物に指定され、飼養等が規制されています。

花粉交配等の利用に当たっては、環境省の許可を取得する必要があります。



特定外来生物
セイヨウオオマルハナバチ



在来種
クロマルハナバチ

規制の対象外である在来種マルハナバチへの切替えや単為結果性品種への転換をしましょう。

やむを得ずセイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には、確実に環境省の許可を取得して下さい。

お問い合わせは、お近くの農協、取扱い業者
又は農業改良普及センターまで